

平成28年4月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成28年4月28日（木） 午後4時00分～午後5時30分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所東館5階）

3. 出席委員

教育長	北川貢造
委員（教育長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	七里源正
委員	西前智子

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

次長兼教育総務課長事務取扱	改田文洋
教育指導課長	横尾博邦
すこやか教育推進課長	中川京之
幼児課長	川瀬久栄
教育センター所長	北川清治
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
教育改革推進室副参事	土田康巳
市民協働部次長兼歴史遺産課長事務取扱	北川賀寿男
生涯学習課長	丸岡智
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	大石文哉
すこやか教育推進課主査	今井伝憲

6. 傍聴者

1名

II. 会議次第

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

3 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 28 号 臨時代理の承認について

議案第 29 号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

議案第 30 号 長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部改正について

議案第 31 号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

議案第 32 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第 33 号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第 34 号 長浜市図書館協議会委員の任命について

議案第 35 号 学校運営協議会委員の任命について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 長浜市市民で支える小学校給食費補助金交付規則について

(2) 長浜市文化的景観保存活用委員会委員の委嘱について

日程第 6 その他

## 3. 閉 会

## Ⅲ. 議事の概要

### 1. 開 会

教育長からあいさつの後、開会宣言があった。

### 2. 会議録署名委員指名

井関委員、西橋委員

### 3. 会議録の承認

3 月定例会

特に指摘事項はなく、3 月定例会の会議録は承認された。

### 4. 教育長の報告

教育長：本日は、年度末から本日までのことについて、7 点報告します。

1 点目は、熊本地震です。この地震に対し、長浜市では、平成 28 年熊本地震長浜市支援対策本部を設置いたしました。市職員から、土木関連専門の職員と保健師の 4 人を派遣することが決定され、既に 3 人が派遣されています。1 人は 5 月の連休明けに派遣される予定です。

現段階では、被災地のほとんどの小・中学校と、一部の高校も閉鎖されています。一部を除いて開校の見通しが立っていない状況ですので、被災地から何らかの要請があればすぐに対応するというにしています。現段階では、転校を希望する園児や生徒がいれば、早急に対応するよう指示しています。今後もさまざまな形での要請があらうかと思しますので、教育委員会としても適切に対応してまいりたいと考えています。

2点目は、平成28年度の事業です。民間を含めた全71校園で、スケジュールどおり順調に授業及び保育に着手されています。教育委員会の事業につきましても、同等に順調に遂行しています。人事異動により新しい職員体制になりましたが、全ての校園及び事務局で、スムーズにそれぞれの職務に邁進していただいています。

3点目は、市議会対応です。4月の総務教育常任委員会が開かれ、適正配置と教育委員会の継続事業に係る人事に関する教育長の姿勢についてご質問をいただきました。適正配置につきましては、本市が既に市民に提起しているとおりの方針に則って地域の方々や関係する学校に働きかけており、順調に計画が進行していると認識していると申しあげました。また、継続事業の人事については、教育行政事業案件は常に継続していると申しあげました。例えば、ある校園を改築したり、あるいは統合して新園をつくったりしていますが、それで事業は終わりではありません。そこでの保育活動や教育活動がどのように進行しているかが大事であると私は考えていますので、事業は全て継続的だと申しあげました。これにかかわる人事については、組織的に対応しており、与えられた人材で全力投入をしていると答弁いたしました。

4点目は中学生の海外交流事業です。4月1日から9日まで、アメリカのワシントン州シアトルにあるオールド中学校の生徒を受け入れました。本年度をもってこの交流事業は終了いたしますので、これが最後の受け入れとなりました。日本の文化や生活に触れて、大変充実した良い体験ができた后感想をいただきました。これからは、英語教育を全ての子どもたちが受けられるよう、多様な取組みを進めてまいります。

5点目は、文化スポーツ事業です。この4月にも、地域でいろいろな取組み等をされています。長浜曳山祭は、この秋にユネスコ世界遺産に登録されることほぼ間違いないということで、例年になく盛り上がったように思います。4月3日の観音の里まつりでは、高月の渡岸寺で新しく小学校に入学する子どもたちを祝う行事を行い、これも大変盛り上がりました。いずれも、湖北を、長浜を代表する地域の伝統的な文化であり、地域の人たちが中心になって、長年支えていただいているということを感じました。子どもたちが地域の文化に触れるということは、教育上大事であると感じました。

このほか、長浜スポーツ少年団で、新しく入った少年団員の結団式が行われました。小学生の地域でのスポーツ活動は、このスポーツ少年団に負っているとこ

ろが大変大きいと思いますので、期待しています。

もう一つ、長浜市アメリカンフットボール議員連盟の総会がありましたので、藤井市長と私が出席させていただきました。長浜市では、吉川太逸先生が戦後間もなくアメリカンフットボールを長浜市の中学生に伝え、これが今につながっています。本市の卒業生が日本のアメリカンフットボールの重要なポジションを担っていますので、スポーツが多様化している中、長浜のアメフトをさらに充実させたいということで、市議会議員の皆様が連盟を組織されました。吉田豊市議会議員が会長で、上野賢一郎衆議院議員を顧問に迎えています。私どもも、ぜひこの動きを大きくしていきたいという思いを伝えました。小学校ではフラッグフットボールを全ての小学校で行っていただいております、交流試合の件数も少しずつ増えてきています。中学校では、県外のチームと大会で互角の勝負ができるようになってきています。

6点目は長浜北高校の開校です。ご承知のとおり、県の高校再編により長浜北高校と長浜高校が統合され、新生長浜北高校が開校されました。開校式が4月8日に行われましたので、長浜市からは市長と私が臨席させていただきました。生徒数320人という、かつてない大きな高校です。校長先生のお話からも、新しい高校をつくるという意気込みに満ちていました。2年後には旧長浜高校跡地に新しく校舎が建つ予定と聞いています。地域の核になる高校になってほしいと願っています。

長浜北高校の特徴として、学校運営協議会を立ち上げられることが決まっています。これは、長浜の小中学校で活動している学校運営協議会が一定の影響を与えたのではないかと思います。学校運営協議会を立ち上げている高校は全国で10校程度しかないということですが、地域や各界の方々のご意見を高校教育に反映させていきたいとの校長のお話でした。私たちも期待しています。

7点目は寄贈です。JA様より、農業と食育に係る大変良い教材をいただきました。早速学校に配布をして、有効に使ってまいります。また、大塚産業の新入社員の皆さんから、図書購入に役立ててほしいと10万円のご寄付をいただきました。今年で33年目になります。広く市民の皆様にご利用いただきたいと思います。

報告は以上です。

川口委員：適正配置について、計画どおり順調に進められているとのお話をいただいた。以前の市議会でも、小中一貫教育について質問された議員がおられたが、その際に、保護者を対象にアンケートをしており、今後の対応に期待できるような結果が出たという趣旨のことを教育長が答弁されていたが、そのアンケートの内容、あるいは結果がどのようなものであったか、具体的に伺いたい。

教育改革推進室副参事：余呉地域から虎姫地域、西浅井地域で行った保護者説明会や地域への説明会の後でアンケートをとっています。内容につきましては、小中一貫校の推進について賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反

対、無回答、その後に自由記述という形にしています。

余呉地域におきましては、概ね 85%を回収しています。このうち、賛成及びどちらかといえば賛成との回答が 80%を占めています。虎姫地域におきましても、賛成及びどちらかといえば賛成というのが概ね 80%はありますが、アンケートが十分回収されていないということで、現在も説明会を継続しています。

西浅井地域につきましては、概ね 80%のアンケートを回収していますが、慎重な意見が多いという状態です。賛成、どちらかといえば賛成という意見が 50%を少し超えるという程度ですので、継続して保護者や地域の皆様への説明会や交流会を持ちながら進めてまいりたいと考えています。

川口委員：自由記述にはどのような意見があったか。

教育改革推進室副参事：記述は概ね賛成という意見が大半ですが、9年間の教育という枠組みの中で進めていくことについて、不安に思われるご意見もありますし、学校の先生方の負担がますますふえるのではないだろうかという意見もございます。今後、検討協議会で具体的な議論をしていく中で、不安を少しでも解消し、皆様方の意見をできる限り反映できるようにしていきたいと考えています。

川口委員：アンケートの集計結果を地元にお返しすることは考えているか。

教育改革推進室副参事：余呉地域で行った最終アンケートの集計結果について、今日の午前中に余呉認定こども園に赴き、PTA総会の席で説明させていただきました。5月7日には虎姫中学校、それから虎姫小学校でアンケート結果を公表しながら、引き続き進めていきたいと考えています。

教育長：次回の定例会で、アンケート結果について委員の皆様にご覧させていただきます。

七里委員：JAから食育教材の寄贈があったとのことだが、どのようなものか教えていただきたい。

すこやか教育推進課長：小学生4、5年を対象にした食育に関する教材で、米や野菜の採り方などについて、写真や図で解説されている非常にわかりやすい資料です。

七里委員：このごろは、メタボ系の子どもが増えている。そういう人は、おかずを先に、米を最後に食べることで改善されるという方法もある。そこまでは触れられてはいないと思うが、子どもたちが自分の食べているものについて理解を深めることは非常に良いことだと思う。

## 5. 議案審議

### 議案第28号 臨時代理の承認について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

### 議案第29号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

議案第 30 号 長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部改正について

議案第 31 号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

議案第 32 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第 29 号から第 32 号までは関連する議案のため、教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西橋委員：家庭の収入に関わらず、小学生の給食費は全員無料になるという制度だが、それならば、例えば就学援助費を受けている場合、そこに含まれる給食費相当額を初めから支給しないという方法はとれなかったのか。

すこやか教育推進課長：生活保護や就学援助を受給している方については、そちらの制度のルールを優先して費用を確保し、受給していない方については補助申請に基づいて給食費を補助するという流れです。9月1日より給食費の支払いについては個人の口座の選択肢を廃止し、全て市から学校給食会に入れるという流れになります。

西橋委員：援助を受けている世帯以外の給食費については、学校給食会に一般会計から振り込まれる、援助の給付を受けている世帯は、そのうちの給食費相当額が学校給食会に振り込まれるということか。

すこやか教育推進課長：その通りです。生活保護、あるいは準要保護を受給している世帯については、既に制定されているルールを優先します。

給食費は保護者負担というルールがございますので、これに則れば、保護者から上がって来た補助申請に基づき、申請者に補助をするというのが通常のルールですが、こうなると大変事務が煩雑になり、現場が混乱してしまいます。そうしたことから、規則及び要綱の整理をするものです。例外を加えていますが、これは長浜養護学校等に関する部分です。長浜養護学校とこれまで協議した結果、実績に応じて個人に補助させていただくという流れを考えています。

西橋委員：財源が異なるということは理解できる。しかし、この説明だと、生活保護や就学援助の認定を受けている者は無料化の対象としないという方針になっているように受け止められる。保護者の収入にかかわらず全員無料にすることは教育施策であり福祉施策ではないとする観点からすると、整合性がとれていないように思える。

すこやか教育推進課長：結果的に、全員無料になるということは間違いありません。ただし、先ほど申しあげましたとおり、生活保護と準要保護については財源が違うということで、今回の補助事業の予算の中には入っていないということです。

西橋委員：援助費からは給食費相当額を省いた額を支給することにして、給食費は全て一般会計から支出するようにするのが良いように思える。

教育長：西橋委員の疑問はよく理解できますが、生活保護制度や就学援助制度という既存の制度が先行している以上、それと整合させるためにこのような制度になっているところがございます。

西橋委員：滋賀県初の教育施策ということを出して、小学校給食を完全無料化するということを謳い文句にしている以上、その辺りをわかりやすくしたほうがいいのではないかと、思って質問させていただいた。

もう一つ、やむを得ず公費負担として支払った学校給食費との記載があるが、これはどういう場合か説明をお願いしたい。

すこやか教育推進課長：先ほど申し上げましたとおり、長浜養護学校等の市立以外の小学校等に在籍している児童の保護者が対象になります。そこにつきましては、先方と協議させていただきましたが、県立の学校ですと、今回しようとしている給食費の流れはできないと回答を受けています。ただし、それぞれの養護学校で、実績に応じて給食の実費の部分については、一旦保護者が負担された部分をお返しすることはできるということで、このように記載しています。

もう少し申し上げますと、家庭によっては、養護学校だけでなく様々な学校に通っておられる可能性がありますので、これらの子どもについても何らかの対応をしてまいりたいと考えています。

教育長：私立の小学校へ行っている子が長浜市在住の子でいる場合、この子どもについても対応するためということです。

この他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第33号 長浜市社会教育委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第34号 長浜市図書館協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、生涯学習課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

#### 議案第35号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

## 6. 協議・報告事項

### (1) 長浜市市民で支える小学校給食費補助金交付規則について

すこやか教育推進課主査から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

西橋委員：要保護、準要保護の学校給食費相当額は決まっているのか。

すこやか教育推進課長：例えば、小学校ですと4,000円、あるいは3,800円と定まっています。ただし、牛乳欠食等の場合もございますので、その場合は実費額で計算することとしています。

西橋委員：請求があった分だけを給食費相当額とするということだが、支給される額が毎月違うこともあるのか。

すこやか教育推進課長：あり得ます。

西橋委員：もう一つ、給食費を滞納されている方がいると思うが、9月までに滞納分を納付するという確約をとることを考えているか。

すこやか教育推進課長：完納いただける方もおられると思いますが、計画に基づいて一月ずつ部分的に支払われる方もいらっしゃいます。誓約書に基づいて、月々の児童手当等から差し引くこともございます。それによりまして、このような方々については、給食費の支払実績があると判断する運びになります。

西橋委員：給食費の徴収については、現場にいた頃、管理職が家庭訪問したり、卒業生のところに直接話をしに行ったりしたこともある。

この納付誓約というのは、何年何月までに納付しますという誓約書だと思われるが、期限はどのように定めているか。

すこやか教育推進課長：現在のところ、明確には定めていません。

西橋委員：期限を余り延ばしてはいけないと思う。9月から制度が始まるのであれば、それまでに誓約書を提出いただくのが良いと思う。

すこやか教育推進課主査：納付誓約書はこの規則では定めず、事務局で任意の様式を作成させていただこうと考えていますが、ここの事情に応じ多様な対応をとり、できるだけ完納していただくよう講じています。児童手当からの差し引きができるようになり、生活保護についても学校委任という欄が設けられましたので、各学校と社会福祉課、生活保護担当の窓口と随時連絡をしていただき、柔軟に対応させていただいています。

すこやか教育推進課長：各学校で様々な事情があろうかと思いますが、事務局と学校で相談しながら、全面的に進めてまいりたいと考えています。

西橋委員：最長でも、子どもが卒業するまでには完納していただくよう、納付期限を設ける方が良いと意見を申しあげておく。

すこやか教育推進課長：善処いたします。

## (2) 長浜市文化的景観保存活用委員会委員の委嘱について

歴史遺産課長から資料に基づき説明があった。

## 7. その他

### (1) 西橋委員より、厳しい生活実態の子どもの経過について確認された。

西橋委員：今年の2月に学校を訪問させていただいた折に、特にある小学校から特別なケースについて相談を受けた。その後の定例会でも報告いただいているが、できれば、どのように進捗しているのか、子どもたちがどう成長しているのか、公にできる範囲でかまわないので、定例会の場で説明していただけるとありがたい。

教育指導課長：この案件につきましては、長年要対協ケースとして取り扱われているものです。5月の頭に今年度初めてのケース会議が予定されていますが、長く協議されているケースですので、家庭児童相談室にもしっかりと働きかけ、子どもたちが少しでも良い環境で学校に通えるよう働きかけていきたいと思っています。

(2) 川口委員より、市の震災対応について質問があった。

川口委員：冒頭に教育長からお話のあった熊本地震に関連して、滋賀県の湖北地方も1900年代の初めに姉川地震が起こり、犠牲者がたくさん出たことがある。新聞やテレビを見ていると、避難所になっている学校が大変多いという印象を受けるが、いざ、この長浜市や近隣で大地震が起きたときに、学校はどのように対応していくのか。恐らく対策本部が設置され、市長が避難所を指定して、学校が現場となって動いていくという流れになると思うが、学校現場にはそのあたりのことが周知されているのかお聞きしたい。

次長：概要についてのみ説明させていただきます。まず、震度5以上の地震が発生した場合、被害の状況によって、市長、副市長、教育長、防災管理監のもと災害対策本部を立ち上げることになっています。震度5の時点で、避難場所に指定している公民館もしくは小学校、中学校等へ、あらかじめ配属された市職員が向かいます。この職員は本部へ参集することなく、避難所の開設の準備のために、まずそちらへ向かうことになっています。昼間であれば、学校はもちろん開放されており、この職員が名簿の作成や、避難者のチェック等を行うという段取りになるわけですが、夜間発災した場合は、学校側におられる方に依頼して開錠していただくという流れになろうかと思えます。

教育委員会といたしましては、地域住民の生命を守るということも重要ですが、まずそこに在籍している児童生徒、園児等の生命の安全を確保するということが第一義ですので、それぞれの学校において日ごろからの訓練を実施されていると認識しています。災害対策本部が立ち上がった後に、それぞれの避難所に必要な物資等が避難所連絡員から報告が上がってまいりますので、本部の指令に基づき順次物資の搬入を行っていくという流れになっています。

川口委員：学校は、子どもを守るということで避難訓練を何度も計画的にしていると思うが、いざ住民を受け入れる側になったときに、管理職が主になって受け入れ対応をしていかなければならないと思うが、その辺の具体的な流れを学校に周知しておく必要があるのではないかと思う。

教育指導課長：防災計画の中で、避難所が開設された時の受け入れマニュアルを作成しておりますが、実際にそれを周知するという取組みは、今後必要だと考えています。

川口委員：よろしく願います。

## 8. 閉会

教育長から、本日の委員会が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。